

会 議 録

会議の名称	第7回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成22年10月29日(金)午後7時00分~午後8時00分
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室
出席者	山下委員長、久委員、松田委員、飯坂委員、石川委員、藤原(宏)委員、三井委員、溝川委員、北村委員、辻本委員、新田委員、中井委員、藤原(明)委員、事務局(桜井室長、立石担当課長、濱田主幹、北野主幹、高橋主査、鶴谷)
会議の議題	和泉市自治基本条例案 修正案について
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他( )
その他の必要事項	傍聴者 2人
会 議 内 容 ( 発 言 内 容 、 結 論 等 )	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

(事務局) 第7回和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催する。高橋副委員長、前田委員、大平委員、池辺委員、吉岡委員、若島委員は、都合により欠席の旨連絡いただいている。本日の会議資料は、会議次第、資料 - 1 会議録、資料 - 2 修正案である。本日の会議の目的は、第6回で決定した修正の方向性に基づき、事務局で修正案を作成して、示しているので、それについて1項目ずつ確認をお願いするものである。

それでは、山下委員長、よろしく願います。

(委員長) ただいまから始める。前回の会議録の確認をする。資料 - 1 第6回会議録について修正等はないか。

(「なし」の声あり)

(委員長) なければこれで承認し、公開するものとする。次に、資料 - 2 修正案について事務局から説明願う。

(事務局) 本日机上配布した修正案について説明する。前回の会議で方向性を決定していただいたので、その方向性に沿って事務局案という形で示している。

まず前文であるが、前文については、第6回で方向性とこの条文案、両方示しているので、そのとおりで修正はない。

続いて第2条の最高規範性であるが、前回の会議で、「最高規範性」という文言をとって「自治の礎」とするということを方向として決めた。修正案であるが、条例の位置付け、第2条、「この条例は、和泉市の自治の礎を定めるものであり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければなりません。」という案である。なお、「最大限」のところを見え消しているが、後ほど改めて説明する。

続いて第3条用語の定義、市民の定義について、第6回会議では次回一部修正した形で示すと報告していた。「市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内に住所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。」としている。この市民の範囲については、和泉市の情報公開条例で定めるところの市民の範囲と整合性をとっている。

続いて第6条合意に向けた話合いと説明責任の原則。こちら第6回で案の形で示しており、決定している内容と今回変わりはない。

続いて第10条子どもの権利。前回の再検討委員会では、子どもの権利は、原文どおり残していくという方向性を示していただいたが、今回事務局修正案では削除とし

ている。この件についても、後ほど説明する。

続いて第32条住民投票は、前回の会議で投票権者の年齢を満16以上から満18歳以上に変更し、常設型の住民投票制度で残していく方向性を決定していただいているそのままである。第2項の市長の発議は、事務局として市長意見を含め検討し、現在のところ削除ということで提案させていただいている。

続いて第9章条例の実効性の確保。こちらについては、何らかの形で進行管理の会議体をつくっていくということで、常設か常設でないか、要綱設置か条例設置かというところについては保留とさせていただいていた。今回、まず名称であるが、「市民自治推進委員会」を「自治推進審議会」に変えている。それから、2項の「委員10人以内」としているところを、「15人以内」と人数を増やしている。それから、3項で、「市長の諮問に応じ」という文言を入れている。

続いて条例の見直しであるが、こちらについても、期限を切って見直すべきものかどうかというふうな意見等もいただいていた中で、条例の見直しという規定は残すものの、期限のほうを削除した修正案をつくらせていただいている。第33条、「市長は、この条例をいかに育てるために、必要に応じて見直すものとします。」という形である。

第34条他の機関との連携については、前回示した案のとおりである。以上である。（委員長）ただいま事務局から一通りの説明があった。修正案について順番にこの場で確認し、できる限り本日決定していきたいと考えているので、委員の皆様には協力をお願いします。

それでは、前文については、第6回の段階で案として承認をいただいているので、これは飛ばさせていただく。

次に、最高規範性についてであるが、前回、自治の礎という案を採択するというように決まった。それを踏まえた修正案である。事務局、再度説明願う。

（事務局）見出しの「最高規範性」を「条例の位置付け」とし、「自治における最高規範」を「和泉市の自治の礎を定めるもの」としている。それから、「この条例の趣旨を最大限に尊重し」というところについては、前回の会議で特にこの「最大限」をどうするというふうなところはなかったのだが、条例の位置づけに関して、この「最大限」という言葉が必ずしも必要なかどうかという指摘があり、現在事務局のほうでは、この「最大限」という言葉をどのようにするか調整中である。

以上である。

(委員長) ただいま事務局から説明があった。第2条についてはこの修正案の形でいかせていただきたいと思うが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) はい。そしたら、この修正案でいく。

次は用語の定義の市民の部分と、事業者の部分であるが、これについて、事務局から説明願う。

(事務局) 市民の定義については、意味合い的にはできるだけ現状に沿った形で修正案のほうを提示させていただいた。第1回目の会議のときに、和泉市の情報公開条例の抜粋を資料としてお配りしていたが、そこでいうところの市民は、市内に住む人、働く人、学ぶ人、それから「市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体」ということで、これをそちらのほうと合わせている。もともとの案は、事務所というものを含んだ広義の意味での事業所にしたが、そちらも今、情報公開条例のほうと統一して、「事務所又は事業所」という表現にしている。それに伴い、第2号の事業者のほうにも「事務所」という言葉をつけ加えている。

それから、市民については、市内に住む者を「和泉市民」、広義の範囲を「市民」とするという意見を再検討委員会の中でいただいていたが、狭義の市民、居住者に限定した場合については、住民投票の部分となり、実際、住民投票の条文に和泉市民という言葉当てはめると、住民という言葉と和泉市民という言葉の両方が1つの条文の中に盛り込まれ、かえって意味合い的にわかりづらくなる。住民投票のところは、本市に住所を有するという前置きを置いているので、今回、そのままの形とさせていただいた。以上である。

(委員長) ただいま事務局から説明があった。この件について意見を伺いたい。意見があれば挙手願う。どうか。事務局案のとおりでよいか。

了承するというところでよろしいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) はい。そしたら、事務局案のとおり了承することに決定した。

(事務局) 委員長。

(委員長) はい。

(事務局) 議会の部分であるが、事務局のほうで議会事務局に確認したところ、議会のほうで議会の責務、議員の責務を検討する際には、策定委員会案として市が示した市民の範囲を情報提供した中で条文をつくられているという確認をいただいた。以上である。

(委員長) はい。別に今のことでこれに影響しないな。はい。了解した。

そしたら、用語の定義については、事務局どおりの案で承服させていただく。

続いて、合意に向けた話合いと説明責任の原則について、事務局、説明願う。

(事務局) こちらについては、前回示している案のとおりで、変更はない。以上である。

(委員長) はい。さきの委員会の時点で了解をいただいているということで、合意に向けた話合いと説明責任については、このとおり承認したいと思うが、どうか。

(「はい」の声あり)

(委員長) はい。そしたら、そのとおり承認させていただく。続いて、子どもの権利について、事務局、説明願う。

(事務局) 第6回の再検討委員会が出た意見を含め、会派との調整を続けてきた。その中で、子どもの権利については、以前にもここで報告もさせていただいたが、さまざまな意見を伺っている。子どもの権利の中身について、また権利と義務の関係について、また親が保護をすることのほうが大事なのではないかな等、本当にいろんな意見を伺う中で、議論が市内部でも十分に尽くされていない、また、この4月から市のほうではこども部をつくった。子どもに関する権利については、そこが所管部署として認識しているということも確認をしている。時期については未定ではあるが、今後は何らかの形で条例はつくっていきたいという意向があるということも踏まえ、今回、事務局としては、この子どもの権利は削除したいというふうに思っている。以上である。

(委員長) ただいま事務局から説明があった。子どもの権利について削除をするという修正案であるが、この件について意見等ないか。

(委員) 子どもの権利規定があっても別に構わないと個人的には思う。どうしてこのあたり非常に抵抗があるのかなという思いはあるが、これで了承いただけるのであれば、やむを得ないかなというふうに思うし、別途、施策を進めていくことが担保でき

るのであればいいのではないかと思う。

(委員長)他に意見等ないか。学識委員、どうか。

(委員)先の委員と同感である。

(委員)今おっしゃったようにあってもいいかなと思うが、かなり抵抗があってこれで時間が長引くのであれば、子ども部での検討もあるようだし、もうそちらにお任せという形でいいかなと思う。

(委員長)他の委員はないか。

そしたら、事務局案のとおり削除するということによろしいか。

(「はい」の声あり)

(委員長)はい。そしたら、削除するということで了承をしていただく。

次に、住民投票。事務局、説明願う。

(事務局)住民投票については、まず常設型の住民投票制度として自治基本条例に盛り込んでいくということと、投票権者の年齢を満16歳以上から満18歳以上に修正するというので、これは前回から変わりはない。それから、住民請求する場合の連署数の総数についても6分の1以上という案である。第2項の市長の発議については、この再検討委員会でも、住民投票の機会が多いほうがいいということや、市長として市民に問う形があったほうが望ましいという意見をいただいたが、市長も含めた市としての考え方等もあり、一たん削除とさせていただいている。

議会の発議については議会の方からの意見であったので、再検討委員会としては議会のほうにゆだねるという形にしており、今のところ議会のほうから特にそれに対する意見はいただいているので、こういった形の修正案とさせていただいている。

以上である。

(委員長)事務局から説明があった。この条項について、委員、意見等ないか。

修正案で変わっているところは、市長の発議を削除したということだな。事務局。

(事務局)はい。第6回以降修正したところはその部分である。

(委員長)何か意見ないか。事務局案のとおり承認することによろしいか。

(「はい」の声あり)

(委員長)はい。そしたら、事務局案のとおり、この条項については承認する。

続いて、市民自治推進委員会である。事務局、説明願う。

(事務局)こちらについては、前回案の形でお示しできておらず、今回案という形で見ていただいている。

まず名称であるが、和泉市市民自治推進委員会に対し、以前から市民自治推進委員会の権限が非常に広範囲に及び大き過ぎるのではないかというふうな指摘等があった。その中で、これはイメージの話にもなってくるのだが、一部の市民が何か歯どめがきかない行動をとるのではないか、そういうふうな議会のほうからの指摘等もあり、この部分は何かイメージで話が先行してしまっていたので、今回名称を少し和らげる意味で、「市民」という文言を外している。また、附属機関としていることから、名称を「審議会」と変えている。また、自治全般の運用とか見直しに関することを審議する機関であるので、少し人数的にも多いほうがいいのではないかと、議会のほうも加わったほうがいいのではないかと等の指摘等もあったので、委員数については、15人以内というふうを増やした形にしている。

それから、この会議が独自に調査するというところについて、行き過ぎではないか等のご指摘も議会のほうからいただいております、そこを明確にするために、今回は「市長の諮問に応じ」というふうな修正を入れている。以上である。

(委員長)ただいま事務局から説明があった。何か意見等ないか。ここの分は変わっているのですが、意見があればおっしゃっていただきたらと思う。

(委員)質問である。単純な話だが、委員会よりは審議会のほうが軽いのか。軽い重いとかでいくと。

(委員長)どうなのか。はい、どうぞ。

(事務局)名称の話なので、委員会という名称でも審議会という名称でも、今回調査・審議するという内容を変えていないので、一緒である。ただ、名称についていろいろ指摘等もあった中で、「審議会」というほうが、一般的に今和泉市で行われている附属機関としての会議のイメージとして伝わりやすいと。委員会とすると、一体何をするのかというふうなイメージがあったもので、今回「審議会」という名称にさせていただいている。ただ、名称については、案であるため、最終的にはまだ調整する可能性がある。以上である。

(委員長)よろしいか。

(委員)はい。

(委員長)他に委員、意見、質問でもいいが、ないか。どうか。学識委員、何か参考になることはないか。

(委員)残念だなと。諮問機関になったかという思いはあるが、必要に応じて見直す  
と書いてあるので、そのうち見直してほしいと思うが。諮問.....。

(委員長)他に意見等ないか。質問でも結構である。ひどく静かだな。

(委員)やはりこの市長の諮問と入ったというのは、強烈な反対があったためか。諮  
問がないと。

(事務局)先ほども説明したが、市民自治推進委員会に属している市民の方が独自で  
調査・審議をするというのは、結構幅広くしてしまって歯どめがきかないのではない  
かというふうな危惧をされている議員が会派説明の中でおられ、その辺は、こちらの  
イメージとは違うのだが、審議会だったらなぜだめなのかということで、なかなか一  
致することができなかった。何も市民がそんな強大な力を持って調査・審議するわけ  
ではないのだが、その辺のやはりイメージがすごくそういうふうにとられてしまっ  
ていて払拭できなかった。

(委員長)はい。

(委員)「市民」という言葉が除かれて「自治推進審議会」になったということだが、  
市民とか住民自治とかいうのは、議会が担保してそれをやってくれるという判断でそ  
れを抜いたと。個々の住民自治を進めていく場合は、議会としてその役割を果たして  
いくという考えでなしになったのか。その辺はどうなのか。

(事務局)「市民」という言葉を抜いたことであるが、まず、もともとこの自治推進委  
員会というものに対して、議会のほうではこの自治基本条例の見直しであるとか改正  
であるとかそういったところは、当然できた後は議会であり市長でその運用、見直し  
をきちんとやっていくのだという意見は以前から報告させていただいているところ  
である。今回この「市民」を抜くことに対して、そういった担保をとったわけではない  
が、ただ、議会の会派を回る中では、当然和泉市の自治全体の運用に関してとか見直  
しに関してやっていくわけだから、議会のほうもここに参加するような形の会議にし  
たほうがいいのかという意見は複数の会派からいただいているという状況な  
ので、今後はその辺も含めて、実際この自治推進審議会の規則等で詳細決めていく中  
では、その辺の運用方法、具体を決めていくことになると思う。



(委員長) 学識委員、今事務局の説明の中で、議員の委員としての参画ということで、地方自治法の総合計画では、その辺自治法にうたわれていると思うが、それ以外に入っていくというのは、今の考え方としてどうなのか。議員が入ってくるということ自体。

(委員) どうなのか。

(委員) 最近は、減っていったいな。

(委員) 議員として入ること……

(委員) 役職として、議長で入ったり。これだったら総務安全委員会の総務安全委員長とか。余り僕は好ましくないような気がしてしょうがないのだが。

(委員長) 学識委員、何か見解は持っているか。

(委員) 私がかかわっている中で豊中市は、議会のほうから法令で定められているもの以外は全部引き揚げるということで、ほとんど審議会の中に議員が入らないというように判断をされている。それは議会の中でもすべての案件は議論できるではないかということで、それ以外の方々に発言の機会を担保したいという意図があると思うので、そのほうがいいのかと思うし、実態上でいうと、私もいろんな審議会に参加させていただいて、議員がおられると議員ばかりが発言をしてしまうというのがあるので、入ってもいいけれどもちょっと口数少なくしてくださいという、そういうことは個人的にはお願いをしたいなと思う。1人の議員が発言してしまうとみんな発言しないといけなような、そんな雰囲気、議員だけでマイクを回してしまうというところがあるので、そのあたりは好ましくないというような気がする。私も個人的には引き上げていただいたほうが、ほかの審議会も含めていいのではないかと思う。

(委員長) 事務局、今そういう意見をいただいた。そしたらこの市民自治推進委員会、これ審議会方式で一律に審議会ということで、どうするか。

はい、どうぞ。

(委員) 2つだけ言っておきたいのだが、急にこの章だけ古くなったような気がする。自治推進審議会という名前が。市民自治推進委員会のほうが何となく語感的にはいいのだが、それがぐあい悪かったら、自治推進会議とかというふうな名前のほうが僕は好きである。

もう1つは、この条例が有効に作動しているか常に見ておいてもらったほうがいい

と思うので、諮問機関の委員に委嘱する際は、そういう意識を持っておいってください  
ということをお願いしたい。

(委員長) 直接これとは関係なしに。

(委員) はい。以上である。

(委員長) 他に意見、質問等はないか。

(委員) ちょっと前回欠席したのだが、10人が15人になっているというのは、さ  
っきの議会との絡みということで……。どうなのか。

(委員長) それも含めて幅広くということである。いわゆる大きな審議会であるので、  
各種団体の長とかは入っていただきたいという意図である。議会のほうのこともあっ  
て15名に……。15名以内だから、減らすのは減らせるので。

他にないか。

どうするか。この事務局の修正案でやはり意見がある、反対という方はいるか。い  
たら採決させていただこうと思うが、いかがか。どうか。

ないということで、事務局案のとおり了承することで異議ないか。

(「はい」の声あり)

(委員長) そしたら、事務局案のとおり了承する。続いて、条例の見直しについて、  
事務局、説明願う。

(事務局) こちらも前回は条文書の形ではお示しできておらず、今回条文書を示して  
いる。変わった部分は、「条例の施行の日から5年を超えない期間」と期日を切ってい  
た部分を、「必要に応じて見直す」ということに変えている。こちらについて、以前か  
ら報告させていただいているように、自治基本条例についてその期限をわざわざ切っ  
て見直す必要性はないという意見もある中で、見直しをするという意思表示を示す  
という意味で条項は残している。ただ、期限をとっているので、規定としてはその意味  
合いが薄れてはいるのだが、第32条の自治推進審議会とこの第33条の条例の見直  
し、これをあわせた形で条例の進行管理等を行っていきたいというふうに考えている。

以上である

(委員長) 事務局から説明があった。質問、意見等ないか。

はい、どうぞ。

(委員) 質問であるが、最初は「見直さなければなりません。」であった。今度は「見

直すものとします。」ということで、これでも見直すということが確保されるということなのだ。何か、期日は切られるしトーンも下がるしで何か2段階……。

(委員長)「見直すものとします。」というのは、これは前のとき決まったのかな。

(事務局)前のときにそういった意見をいただいた。決まったものではないが、「見直さなければなりません。」と「見直すものとします。」で若干トーン的には、「なければならぬ」よりは「とします」のほうが弱いのだが、前段の言葉が「必要に応じて」というふうな前置きになるので、語調としては「見直すものとします。」というふうな形でさせていただいている。

(委員)法制上は「見直さなければならぬ」と「見直すものとします」と一緒であろう。

(委員長)これは、ここはさきのときに学識委員のほうから意見をいただいたと思う。

「見直さなければなりません。」というのは、何かちょっと受け入れがたいというか、もう少し何かラフな表現というか。条例の見直しについて、何かないか。意見、質問。

(委員)前回欠席させていただいたのだが、この32条と33条の関係なのだが、「いかし育てるために」というのは32条も33条も一緒だと思うのだが、必要に応じて見直すときは必ず和泉市自治推進審議会を開かないといけないということはないのだな。要するに、市として改正が必要だとしたら、別に推進審議会にかけなくても、必要に応じて議案として議会に提出して改正したらいいと、そういう感じなのだ。

(事務局)一応そういう場合もあるかもしれないが、基本的にはこの自治推進審議会というものが、第3項の中でこの条例の運用に関することとこの条例の見直しに関することというのを審議内容として持っており、「市長の諮問に応じ」ということになっているので、実際には見直しに関してはこの諮問、答申に基づいて見直しがなされるというふうに考えている。

(委員長)よろしいか。

(委員)必ず審議会を開かないと見直し、改正できないということでもないのだな。条例だから、議案として上げればいいのか。

(事務局)そうである。条例上はそういうことになる。はい。

(委員)もし、必ず審議会を開かないと見直しできないのだったら、この条文は要らないと思うので。そういうことはないということであるな。

(事務局) そうである。具体的にどういうケースになるかはわからないが、「市長は」という主語になっているので、そういうケースがあり得るかもしれないというふうには考える。

(委員長) はい。他に意見、質問等ないか。そしたら学識委員のほうでよろしくお願います。

(委員) 確認も込めてだが、自治推進審議会は少なくとも年に1回程度は開くという想定なのか。

(事務局) 年1回というか、事務局の想定としては年に五、六回というふうなイメージは持っていたのだが、この辺、今ちょっと流れが当初の想定と変わってきているので、実際のところは未定である。

(委員) 運用をモニタリングしていかないといけないので、毎年1回ぐらいは必ず開いてもらって、例えば情報公開がちゃんとやれているかどうかとか、あるいは公募市民が市民公募でちゃんと審議会に入っているかどうかとか、そういうこと、年次報告的なものを評価していかないといけないのかなと思う。そういう意味では、少なくとも年に1回はやはりチェックを受けないといけないというように思う。そうであれば、条例の見直しに関することというのが自治推進審議会にあるわけだから、そこで見直しも含めたチェックがかかるわけで、そういう意味では33条はこれであってもいいのかなというふうに思う。

ちなみに、伊丹の場合はこういう行政審議会がないがために4年に1度という項目がないとチェックがかからないが、今回の場合は審議会に見直しに関することというのも入っているので、新しい33条に期間が入ってなくてもいいのかなとは思っている。

(委員長) 他に意見.....はい。

(委員) 第32条の第4項で、組織運営に関し必要な事項は市長が定めると。この規則がどういう内容かがポイントだと思うのだが、今学識委員がおっしゃったような、あるいは市民委員がおっしゃったことなどを最大限盛り込んだ市長の規則にしてほしいと思う。例えば、今お話があった年次報告書を例えば義務づけるとかというのは、とても大事なことはないかと思う。その報告書を出すことによってどんな問題があるのかということをおぼろげに、そこから何が必要かということも出てくると思うので、例えばその年次報告書を必ず出さなければならないとか、何かそういうもの

を一言置いておくと、かなり私たちが当初持っていた市民自治推進委員会の役割に近くなるのではないかと思うので、ぜひこの市長の定める規則を市民の意に沿ったものになるようにしていったほしいと思う。

(委員長) 事務局、この点よろしく願います。

(事務局) はい。

(委員長) 他に意見はないか。そしたら、条例の見直しについて、事務局案、修正案で了承するというところでよろしいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) では、そのようにさせていただきます。

それでは、最後の他の機関との連携について、事務局、説明願う。

(事務局) 他の機関との連携については、この再検討委員会のほうでつけ加えていくという方向性の決定で、案についても前回示していたと思うが、この案、もう1回読み上げると、第34条、「行政は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対し、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。」ということで、広域的な連携等をうたっている。以上である。

(委員長) はい。事務局の説明が終わった。

これは一応第6回で確認しているということでもよろしいな。

それでは、この他の機関との連携、第34条について、ただいまの事務局の説明どおりでもよろしいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) はい。そしたら、この事務局の説明どおりにさせていただきます。

それでは、再検討委員会において一通り修正案に了解をいただいたので、おおむねこの修正案の内容で、パブリックコメントに向けて準備を進める。

なお、法規的な見地からの文言修正、軽微な修正については委員長に一任という形で私に預けていただきたいと思うが、委員の皆様、それで了解いただけるか。

(「はい」の声あり)

(委員長) はい。それでは事務局、今後の予定について説明願う。

(事務局) 本日、修正案についておおむね了解をいただいた。また、軽微な修正については、委員長に一任ということになった。したがって、11月中に開催を予定して

いた第8回会議は行わず、次回はパブリックコメント終了後の1月に再検討委員会を開催し、最終確認とさせていただきたいと思うが、委員長、委員の皆さんに諮ってもらえるか。

(委員長)委員の皆様、第8回会議を11月中に開催予定していたが、それは開催せず、パブリックコメント終了後に最終確認の場を設けるということでよいか。

(「はい」の声あり)

(委員長)そのように決定させていただく。司会のほう……

(事務局)次回の会議は年明けとなるので、開催日程は調整の上、連絡させていただく。

(委員長)これをもって閉会とする。

以上